

認知症地域支援推進員を 配置します

「認知症地域支援推進員」は、各支援機関との連絡調整や、認知症の人やその家族の支援や相談業務等を中心に行います。

市では、これまでの認知症に関する相談をさらに強化して支援しようと、平成28年10月から市内の高齢者サポートセンターに認知症地域支援推進員を順次配置します。

「家族が認知症かも?」「どう接していいかわからない」など、困りごとを一緒に考えます。ぜひご相談ください。

サインを見過ごさないで! 認知症の高齢者に対する虐待

高齢者の認知症が進行し「問題行動が増える」「寝たきりなどで介護の負担が重くなる」ことで、介護者が心身共に疲労し、追いつめられたり、気がつかないうちに不適切な介護が行われていたりすることもあります。

高齢者の中には、辛くても声を出せない人がいます。助けを求められない人がいます。また、虐待をしている自覚がなく、虐待を繰り返している人がいます。

虐待に気づいたときには、すみやかに市町村に通報する義務があります。また、虐待が疑われるときには、早めの相談が必要です。地域の目で、虐待を防ぎましょう。

良いことと悪いことを
分かってもらうため
に、たたいてしまう。

話しかけても、無視
をしてしまう。

高齢者への不適切な対応です。
無意識にやってしまっている
ことはありませんか?

言ったようにできない
ので、つい手が出たり、
怒鳴ったりしてしまう。

認知症で徘徊するの
で、部屋から出さない
ようにしている。

地域の総合相談窓口 にご相談ください

1 高齢者サポートセンター

地域で安心して生活できるよう、介護・福祉・健康・医療等や成年後見制度利用に関する相談など、さまざまな面から総合的に支える「総合相談窓口」です。

※お住まいの地区のセンターをご利用ください。

● **高齢者サポートセンター古河** ☎23-6517

(新久田271-1、古河福祉の森会館附属棟)

【担当地区：古河地区】

● **高齢者サポートセンター総和** ☎92-5920

(駒羽根1501、総和福祉センター「健康の駅」)

【担当地区：総和地区】

● **高齢者サポートセンター三和** ☎77-1901

(仁連2228-7、三和地域福祉センター)

【担当地区：三和地区】

2 成年後見サポートセンター

高齢者本人の権利を守る「成年後見制度」は、物事を判断する能力が不十分な人を法律的に保護し支える制度です。制度の利用方法や必要書類の説明、申立書の書き方等の支援を行います。

● **成年後見制度サポートセンターこが** ☎48-0994

(新久田271-1、古河福祉の森会館内・古河市社会福祉協議会)

3 在宅介護支援センター

市が委託している「高齢者やその家族等の身近な相談窓口」です。24時間365日相談可能。介護保険や高齢福祉サービス、認知症など何でもご相談ください。

市内に8カ所、お住まいの地区ごとに担当区域が分かれています。詳しくは高齢者サポートセンター古河へ問い合わせください。

